

介護人材確保支援事業

概要

- 介護事業所における介護職員の不足が深刻化
 - ハローワークなど公的機関を通じた採用だけでは不足解消できず
- ★ インターネット等を通じた民間の人材紹介業者からの介護職員の雇用が近年増加
 - 人材紹介による雇用の際に生じる経費を補助し、介護職員の採用を加速させる

補助対象

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売事業者は除く

- ・ 市内の介護事業所に勤務する介護職員を、人材紹介業者からの紹介により採用した際の手数料
- ・ 外国人介護人材（特定技能、技能実習、EPA）の雇用の際に生じる経費についても補助対象とする

※年度内において、1法人につき2人分を補助（成功報酬分のみ）

※雇用後、4か月間継続して勤務した実績が必要

※4か月を経過したから1年以内に申請必要

※外国人介護人材の場合は、関係機関への支払額

補助額 補助対象経費の1/2（上限50万円）

事業イメージ

※人材紹介業者による採用の場合。外国人介護人材の雇用までの流れ（下図①～⑤相当）は、各制度における手続きによる。

